

特記仕様書

【1. 総則】

(適用範囲)

本仕様書は、善法複合施設整備事業造成設計業務委託(以下、本委託)に適用する。

(委託内容)

本委託は善法複合施設整備事業に係る造成設計を目的としている。業務内容は、造成に伴う必要な設計業務(擁壁の詳細設計、法面工の予備設計)を行い、経済的かつ合理的に詳細構造を設計し、工事発注に必要な図面・報告書等を作成するものである。

(履行期間)

本委託の履行期間は令和7年12月26日までとする。

(設計に使用する技術基準等)

本特記仕様書に定めなき事項は、契約書・設計図書による他、宇治市「土木設計業務等共通仕様書」、国土交通省近畿地方整備局「土木設計業務等委託必携」、京都府「土木設計業務等委託必携」に準ずるものとする。

また、本業務における照査は、近畿地方整備局「詳細設計照査要領」に準じて行い、照査報告書に含めて提出するものとする。本業務における数量の算出等は、「宇治市土木工事標準図集(案)」、国土交通省近畿地方整備局「土木工事数量算出要領(案)」に準ずるものとする。

(管理技術者および照査技術者)

管理技術者および照査技術者については、技術士(総合技術監理部門「建設」または建設部門)またはRCCM【(鋼構造物及びコンクリート部門)かつ(河川、砂防及び海岸・海洋部門)】の資格保有者であることとする。

(提出書類)

委託金額が100万円以上となる場合、受注者は測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)の入力システムにより、(財)日本建設情報センター(JACIC)にデータ登録するものとする。

登録には、業務契約時登録、業務完了時登録および必要に応じて変更時登録があり、調査職員の確認を受けて行うものとする。また、登録確認のため、同センターが発行する「TECRIS受領書」の写しを調査職員に提出するものとする。

(打合せ等)

打合せ協議については、業務着手時、中間打合せ4回、成果品納入時の計6回を行うものとする。ただし、中間打合せは調査職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、成果品納入時には原則として管理技術者が立ち会うものとする。

打合せ協議は、打合せ事項を記録簿に取りまとめ、調査職員に提出し相互に確認することとする。

(疑義)

業務遂行上、疑義が生じた場合は速やかに調査職員と協議することとする。

(資料の貸与および返却)

本市から貸し出す資料は、速やかに返却し他の目的に使用してはならない。

なお、以下の報告書の貸出しを予定している。

「令和3年度 善法青少年センター及び善法保育所敷地測量業務委託 報告書」

「令和5年度 善法青少年センター及び善法保育所敷地地質調査業務委託 報告書」

「令和5年度 善法青少年センター及び善法保育所敷地境界確定等業務委託 報告書」

「地下水位観測資料」

(土地への立入り等)

現地踏査等の実施にあたり、第三者の土地に立入る場合は、あらかじめ調査職員および土地の所有者の了解を得て立入るものとする。また、作業者は作業中必ず宇治市発行の証明書を携帯するこ

ととする。

(成果物の提出)

本委託の成果物は、共通仕様書に基づくものとするが、成果品部数は正・副各1部とし、成果品項目は以下のとおりとする。詳細については、【3.その他】提出成果品のとおりとする。

報告書(製本・A4版)

図面

電子データ CD-R 等 (CAD(dwg もしくは dxf および sfc)・Word・Excel・PDF)

(必要経費)

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

(守秘義務)

受注者は業務内容およびその成果を発注者の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。個人情報の取扱いには十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、目的外の使用を禁止し目的完了後直ちに返却すること。万が一個人情報漏洩した際は、調査職員に直ちに報告し、調査職員の指示に従い対応すること。

【2.土木設計業務等一般】

(1)一般構造物設計・擁壁詳細設計

(業務内容)

本業務は、善法複合施設の造成を目的に、設計企画、比較形式選定、比較一覧表作成等を行い、擁壁検討をするものとする。検討を基に工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものとする。また、地元関係者の考えを反映しつつ、かつ客観的な立場から公正な判断をし、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

設計においては、工事用進入路、施工ヤードの設置やその他の与条件等を勘案し、法勾配・構造等を決定するとともに、排水系統(地下水対策含む)および構造物等の詳細設計を行い、設計詳細図、各工種別数量計算、施工計画書等を作成するものとする。

なお、本工事は現青少年センター、保育所を運用し、各施設の機能を維持しながら、現青少年センター、保育所敷地内で市営住宅及び合築施設の建設を行うものである。

そのため、既存施設運用に影響がでないよう段階的に進める必要があり、それに応じた計画・設計をすること。なお、整備概略工程は下記の順序で想定している。

青少年センター解体(新館棟・遊戯棟)	第1工区造成	合築施設新築	青少年センター・
保育所解体	第2工区造成	合築施設増築	市営住宅建設

1)敷地概要

- ・計画地：宇治善法110番地の1ほか
- ・敷地面積：約4,100m²・用途地域：第一種住居地域
- ・防火地域：準防火地域・指定建蔽率：60%
- ・指定容積率：200%
- ・その他：第三種高度地区、歴史的遺産周辺地区、風致地区、土砂災害警戒区域(一部)
敷地西の一部が土砂災害特別警戒区域に隣接している。

2)設計条件

本業務期間中に建築基本・実施設計、電波障害対策における現場調査、アスベスト分析調査及び近隣家屋調査を別途発注予定である。受注者はこれら別発注予定業務の受注者と協力し本業務に反映するとともに必要な情報提供を行う。

なお、善法複合施設整備事業については「宇治東山市営住宅等建替基本構想・基本計画」を基にしており詳細は、市HPの<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/48/67708.html>を参照すること。

また、西側の擁壁については、維持管理及び避難用の通路(階段)を設ける構造とすること。

3)現地踏査

設計に必要な現地状況を把握するために、当該業務地域の現地踏査を行う。現地踏査では、当該設計箇所における地形、地質、地物、植生等の自然状況、土地利用状況、沿道・用地条件等の周辺状況および文化財の把握・確認を行い、合わせて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。また、現地調査（測量、地質調査）を必要とする場合、受注者はその理由を明らかにし、調査内容を調査職員に報告すること。なお、調査に必要な費用は経費に含まれるものとする。

4) 設計計画

業務の目的・主旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、業務全体にわたる実施方針、業務実施に必要な事項を企画・立案する。また、宇治市土木設計業務等共通仕様書の第1章第11条第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

5) 設計条件確認

基本設計や基本構想の把握と整理を行い、適用設計条件や設計基準の確認、関連機関との調整内容の確認を行うこと。

また、現地細部確認調査（敷地境界、既存物の状況、供給処理設備など）を行い、把握したうえで実施計画を検討するものとする。

6) 比較形式選定

比較形式の選定に当たって、既存資料の中から現地状況、基本条件に対して適当を思われる形式を抽出し技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて調査職員と協議の上、比較案3案以上を選定するものとする。

7) 概略工事費算出

比較3案の概略数量を算定し、概算工事費を算定するものとする。

8) 比較一覧表作成

比較3案に関する検討結果をまとめ、比較一覧表を作成するものとする。比較一覧表には概略設計図より断面図を記入し、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境について、得失及び問題点を記述し、各比較案の評価を行い、最適構造形式を明示するものとする。

9) 設計計算

構造形状を決定し、主要点の応力（最大曲げモーメント、せん断力、軸力）や安定計算を行うものとする。

10) 設計図

以下の設計図を作成するものとする。なお、工事発注に際して留意すべき設計条件等は図面に記載するものとする。

位置図

市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント等を記入するものとする。

平面図

実測平面図を用い、設計した擁壁および主要構造物等、計画した全ての構造物を記入した平面図を作成するものとする。この他に必要に応じて付替用排水等も記入するものとする。なお、用排水は流向も明示するものとする。

標準横断面図

切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成する。標準横断面図には、幅員構成、舗装構成、法面保護工、道路付帯構造物、小構造物等の必要事項を記入するものとする。

横断面図

実測横断面図を用い、設計した擁壁および主要構造物等、計画した全ての構造物を記入した平面図を作成するものとする。横断面図には土層別の土量および法長等、必要な事項を記入する。

詳細図及び展開図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法および数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

また、擁壁については展開図を作成するものとする。

11) 数量計算

数量計算書は「土木工事数量算出要領(案)」により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表(案)」に基づき工種別、区間別に取りまとめるものとする。

また、各種補助金、交付金等の区分に応じた対象工事費の算出を行うこと。

12) 照査

照査技術者による照査を実施するものとする。

照査技術者は、宇治市土木設計業務等共通仕様書第1章第7条照査技術者および照査の実施に

に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

基本条件の決定に際し、現地の状況その他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備等については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行うものとする。

設計条件および現地条件等、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。

また、地形、地質、土地利用、周辺整備等が設計に反映されているかの確認を行うものとする。

「詳細設計照査要領」(平成11年4月)に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果および主要計画図について照査を行うものとする。

設計図、数量の正確性、適切性および整合性に着目し照査を行うものとする。

1 3) 報告書作成

業務の成果として、宇治市土木設計業務等共通仕様書第2章第11条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

計画の概要

各種検討の経緯とその結果

設計計算書

その他必要事項

1 4) 中間提出期限

宅地造成及び特定盛土等規制法に係る「宅地造成に関する工事の許可申請書」に関する書類については、令和7年5月30日までに提出するものとする。

(2) 一般構造物設計・法面工予備設計

(業務内容)

本業務は、本業務敷地及び隣接地の一部において、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域となっている。予備設計として設計計画、比較形式選定、比較一覧表作成等を行い、法面对策を検討するものとする。

また、地元関係者の考えを反映しつつ、かつ客観的な立場から公正な判断をし、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に検討するものとする。

本業務の中間提出期限は令和7年5月30日までにを行うものとする。

1) 設計計画

業務の目的・主旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、業務全体にわたる実施方針、業務実施に必要な事項を企画・立案する。また、宇治市土木設計業務等共通仕様書の第1章第11条第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

2) 設計条件確認

基本設計や基本構想の把握と整理を行い、適用設計条件や設計基準の確認、関連機関との調整内容の確認を行うこと。

また、現地細部確認調査(敷地境界、既存物の状況、供給処理設備など)を行い、把握したうえで実施計画を検討するものとする。

3) 比較形式選定

比較形式の選定に当たって、既存資料の中から現地状況、基本条件に対して適当を思われる形式を抽出し技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて調査職員と協議の上、比較案3案以上を選定するものとする。

4) 概略設計計算

比較形式各案の構造形状を想定し、主要点の概略応力(最大曲げモーメント、せん断力、軸力)や概略安定計算を行うものとする。

5) 概略設計図

上記までの検討結果に基づき、比較3案について概算数量を算出すべく下記の概略設計図を作成する。概略設計図は構造全体概要図を作成するものであり以下の内容について記載するものとする。

側面図

平面図

断面図

主要点高さ

設計条件(使用材料、許容応力度、荷重条件)

6) 協議資料の作成

土砂災害防止法、宅地造成及び特定盛土等規制法などの関係法令及びその他条例などについて関連機関と協議し、申請等に必要となる資料を作成するものとする。また、地元・地権者等への協議用資料、説明用資料等の作成を行うものとする。

なお、作成にあたっての詳細は監督職員の指示によるものとする。

7) 概略工事費算出

概略設計図に基づき比較3案の概略数量を算定し、概算工事費を算定するものとする。

8) 比較一覧表作成

比較3案に関する検討結果をまとめ、比較一覧表を作成するものとする。比較一覧表には概略設計図より断面図を記入し、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境について、得失及び問題点を記述し、各比較案の評価を行い、最適構造形式を明示するものとする。

9) 照査

照査技術者による照査を実施するものとする。

照査技術者は、宇治市土木設計業務等共通仕様書第1章第7条照査技術者および照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件等については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行うものとする。

設計条件および現地条件等、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。

また、地形、地質条件等が設計に反映されているかの確認を行うものとする。

「詳細設計照査要領」(平成11年4月)に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果および主要計画図について照査を行うものとする。

設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行うものとする。

10) 報告書作成

業務の成果として、宇治市土木設計業務等共通仕様書第2章第11条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

設計条件

各種検討の経緯とその結果

構造形式決定経緯と選定理由

主要断面の設計計算結果

詳細設計に向けての必要な調査、検討事項

コスト構造改善取組事例計画書

その他必要事項

【3. その他】

(提出成果品)

提出成果品については下記のとおりとする。

提出成果品については下記のとおりとする。

1. 一般構造物設計

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	摘要
一般構造物予備設計	概略設計図	計画位置図 構造全体概要図	適宜	
	概略設計計算書	設計計算書		
	概算工事費	数量計算 概算工事費		概略
	報告書	報告書		コスト構造改善取組事例計画書含む
一般構造物詳細設計	平面設計図	位置図 平面図	適宜	
	横断設計図	標準横断面図 横断面図	適宜	

	構造物設計	詳細図 擁壁展開図	適宜	
	設計計算	設計計算書		
	工事費	数量計算書 工事費		
	報告書	報告書		コスト構造改善取 組事例計画書含む
その他	調査職員との協議による			